

2011年9月15日

=====
千葉県庁、審査指示事項調整済回答書をみなし取り下げとして、事業者へ通知
=====

本日、千葉県庁は勝浦市鵜原地区に産業廃棄物管理型最終処分場の建設計画(以下本計画)を掲げている株式会社 M.M.I(以下 M.M.I)に対し、本計画を取り下げたとみなす「みなし取り下げ」の通知を出しました。

本計画は、建設計画に対して指導を行う指導要綱(行政指導に近い意味)に基づく事前協議が進められていました。この度、M.M.I が千葉県庁に提出した審査指示事項調整済回答書を精査し、みなし取り下げとする通知を事業者に出しております。

本計画が発覚してから2年強、署名活動、ハガキ活動、イベント活動などで多くの方々にご協力をいただきました。本来であればお一人ずつ御礼を申し上げなければならないところですが、この場を借りて御礼申し上げます。

さて、今後の進展についてご報告いたします。

2 ページ目の「産業廃棄物処理業許可書交付に係る手続きフロー」をご参照ください。

本計画は左軸「指導要綱に基づく事前協議」のなかの手続きが進んでおり、事業者から千葉県庁に対し、審査指示事項調整済回答書が提出されました。しかし、千葉県庁は「みなし取り下げ」として事業者へ通知、勝浦市に対しても、みなし取り下げとして「事前協議終了通知書の交付」を通知いたします。

「指導要綱に基づく事前協議」は行政指導の範疇とみられており、将来的に再度の申請を拒むものではありません。再度、事業者が許可を申請する可能性もあります。

また、「指導要綱に基づく事前協議」を飛ばす形を採用することも可能です。

事前協議免除申請書を提出することで、直接、産業廃棄物処理施設設置許可申請を千葉県庁に提出することは可能です。

ひと段落いたしました。今後長い活動が必要となります。皆様多くの方々のご協力をいただければ幸いです。今後ともよろしく願いいたします。

鵜原産廃処理場建設反対の会 青年部

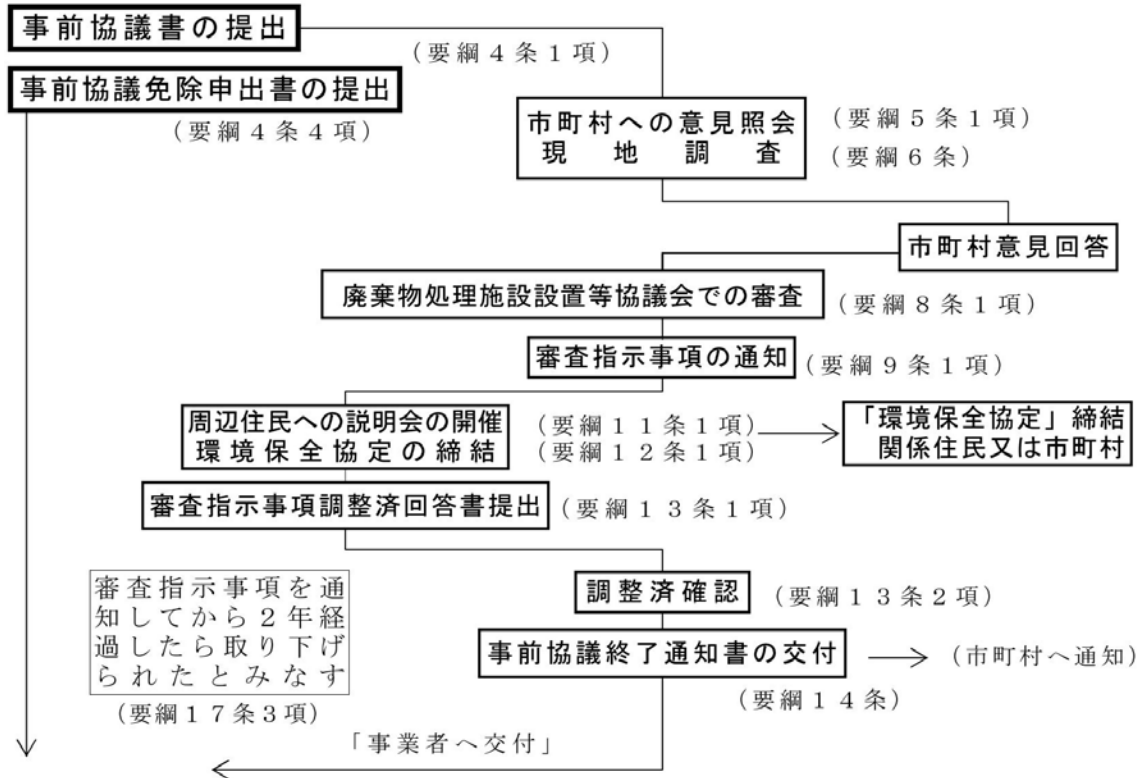
産業廃棄物処理業許可証交付に係る手順フロー

【 事業者 】

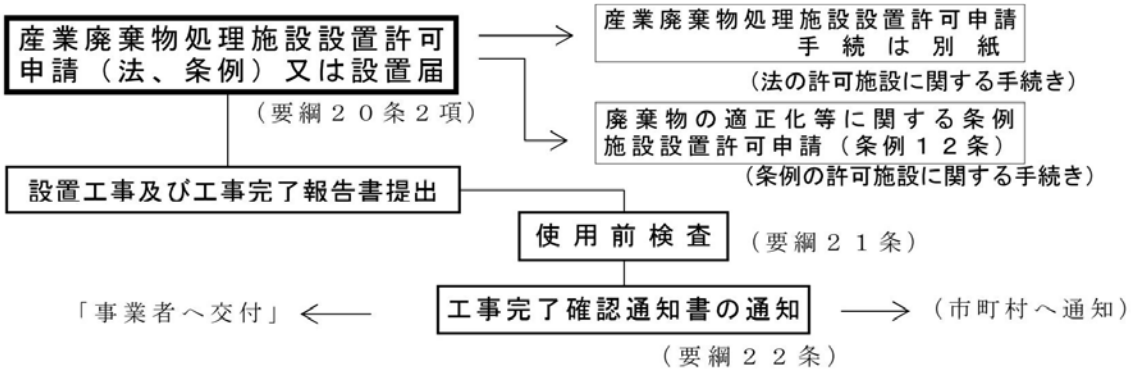
【 県 】

【 市町村 】

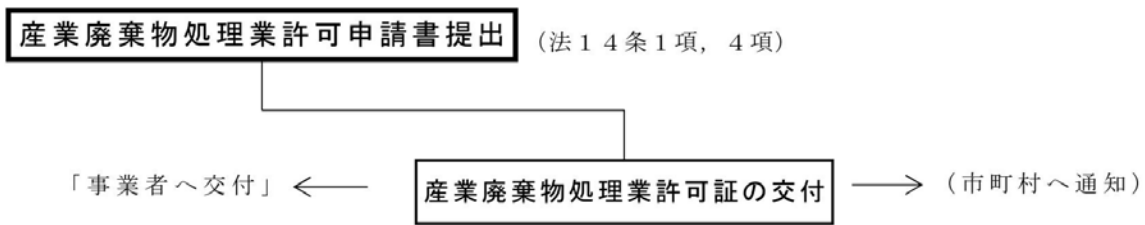
指導要綱に基づく事前協議



廃棄物処理施設設置許可等



法に基づく処理業許可



(注) 要綱：千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱
 法：廃棄物の処理及び清掃に関する法律
 施行規則：廃棄物の処理及び清掃に関する法律
 条例：千葉県廃棄物の適正化等に関する条例